

(宿泊利用者)

第1条 立正大学ユニデンスA館短期宿泊施設（以下、短期宿泊所という。）を利用できる者は次のとおりとする。

- (1) 立正大学学園の役員・評議員・教職員およびその家族
- (2) 立正大学学園の設置する大学・高校・中学の学生、生徒およびその家族。ただし高校・中学の生徒は教職員の同行を必要とする。
- (3) 立正大学学園が特に許可する者

(申込)

第2条 短期宿泊所の申込・予約は、電話または直接ユニデンスフロントへ申し込む。受付時間は午前9時より午後9時までとする。

(料金の支払い)

第3条 料金の支払いは、チェックインの際ユニデンスフロントにおいて支払う。

2 料金は別表のとおりとする。

(宿泊利用時間)

第4条 短期宿泊所のチェックインタイム・チェックアウトタイムは次のとおりとする。

- (1) チェックインタイム……………午後3時から午後9時まで
- (2) チェックアウトタイム……………午前8時から午前10時まで

(宿泊期間)

第5条 短期宿泊所に継続して宿泊できる期間は、原則として6泊7日までとする。

(宿泊引受の拒絶・制限)

第6条 短期宿泊所は、次の場合には宿泊の申し込みを受け付けない。

- (1) 宿泊の申し込みがこの要領によらない者である場合
- (2) 満室の場合
- (3) 宿泊を希望する者が、宿泊に関し法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがある場合
- (4) 宿泊を希望する者が、感染症者であると明らかに認められる場合
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められた場合
- (6) 天災・施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることが出来ない場合
- (7) 宿泊を希望する者が、泥酔等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められる場合
- (8) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をした場合
- (9) 立正大学または立正大学学園の設置する学校が主催する行事等で利用する場合

(予約の解除)

第7条 短期宿泊所は宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部または一部を解除したときは、次に掲げるところにより、違約金を支払わなければならない。

- (1) 宿泊日の前日の午後9時までに解除した場合は、宿泊者1人につき宿泊第1日目の宿泊料金の20%
- (2) 宿泊日当日の午後9時までに解除した場合は、宿泊者1人につき宿泊第1日目の宿泊料金の50%
- (3) 宿泊者が連絡をしないで宿泊当日到着しなかった場合は、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の100%

2 短期宿泊所は、宿泊者が連絡をしないで宿泊当日の午後9時（あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しない場合は、そ

の宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし、前項第(3)号を適用する。

- 3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが列車・航空機等公共の運輸機関の不着または遅延その他宿泊者の責に帰さないものであることが証明されたときは、第1項の違約金を徴収しない。

第8条 短期宿泊所は、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができる。

- (1) 第6条第3号から第8号までに該当する場合
- (2) 第9条の利用心得に従わない場合
(利用心得の遵守)

第9条 宿泊者は、短期宿泊所に提示した「立正大学ユニデンスA館短期宿泊施設利用心得」に従うこと。

(宿泊継続の拒絶)

第10条 短期宿泊所は、宿泊期間中でも、次の場合には宿泊の継続を断ることがある。

- (1) 第6条第3号から第8号までに該当した場合
- (2) 前9条の「立正大学ユニデンスA館短期宿泊施設利用心得」に従わなかった場合
(利用上の注意義務)

第11条 利用者は第9条を守り、短期宿泊所に損害を及ぼすような行為をしてはならない。万一故意または過失により短期宿泊所に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(宿泊の責任)

第12条 短期宿泊所の宿泊に関する責任は、宿泊者がフロントに宿泊の届けをし、鍵を受け取った時から退室のために部屋をあけフロントへ鍵を返却したときまでとする。

- 2 短期宿泊所の責に帰すべき理由により宿泊者に部屋の提供ができなくなったときは、部屋の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金は徴収しない。

第13条 短期宿泊所での、貴重品の紛失・盗難等の事故に対して、短期宿泊所は責任を負わない。

(所管部署)

第14条 短期宿泊所の所管部署は学事・学生部熊谷学生生活課とする。

(要領の改廃)

第15条 本要領の改廃は、学長が行う。

附 則

平成22年4月1日施行

別表 立正大学ユニデンスA館短期宿泊施設利用料金

	第1条1・2号に該当するもの	第1条3号に該当するもの
シングルルーム (1泊)	1,500円	3,000円
ツインルーム (2段ベット) (1泊)	3,000円	6,000円

備考

- 1 2日以上にわたって宿泊する場合は、部屋の清掃・ベッドメイク等を行わない。
- 2 2日以上にわたって宿泊する場合は、2泊めより6泊めまでの1泊あたりの利用料金を次のとおりとする。
第1条1・2号に該当する者、シングルルーム1,000円・ツインルーム2,000円。
第1条3号に該当する者、シングルルーム2,000円・ツインルーム4,000円。
- 3 障害者対応部室の利用についてもシングルルームと同一料金とする。
- 4 ツインルームを1名のみで利用する場合は、シングルルームと同一料金とする。